令和９年４月入学　南砺市立小・中学校新１年生、義務教育学校新１・７年生の保護者の皆様へ

新入学児童生徒学用品費（入学準備金）の前倒し支給を実施します

南砺市では、お子さまの小・中学校、義務教育学校就学にあたり経済的な理由でお困りの保護者の方に、就学に必要な費用の一部を援助しています（就学援助制度）。
このうち、制服や通学カバン等の入学に必要なものを購入する「新入学児童生徒学用品費」については、入学前に受給できます。

○受給の対象となる方

以下の条件に**全て**該当する方

・令和８年１０月１日現在、南砺市内に住所を有する園児・児童の保護者
・令和９年４月に南砺市立小中学校、義務教育学校に入学予定の児童生徒の保護者
・令和８年度の南砺市の**就学援助の認定基準に該当する保護者**
（令和７年中の**世帯総所得額に対する制限を満たす世帯**に属する児童の保護者）
※祖父母等で住民票を別にしているが同じ家に住んでいる場合（世帯分離）や、世帯の生計を維持する方が単身赴任等で他の場所に住んでいる場合は同居の家族とみなします。

世帯人数	世帯所得基準額の目安（年収）
３人　（親１人、子２人）	**２００万円（２９０万円）**
４人　（親２人、子２人）	**２５０万円（３６０万円）**
５人　（祖父母２人、親１人、子２人）	**３００万円（４３０万円）**

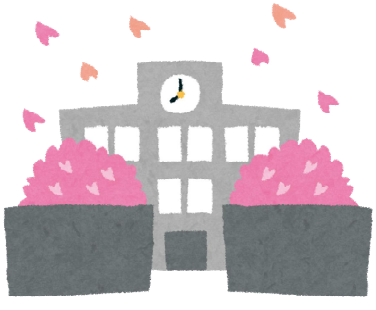
※上記の所得金額はあくまで目安です。所得基準額は世帯人数や年齢、社会保険料等の所得控除額などにより異なります。

○申請期間

令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月１１日（金）

○提出書類

① 令和８年度就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）支給申請書
② 就学援助費支給にかかる収入額・需要額調書
③ 口座振込依頼書　※口座情報が分かるもの（通帳の写し等）を添付ください。
※①の保護者（申請者）と③の振込先は同一名義としてください。
④ 所得課税証明書（令和８年１月１日以降に南砺市へ転入した世帯員がいる場合。同日時点で住所登録のあった市町村で取得できます。）



○電子申請

市ホームページ内のリンクより電子申請も可能です。
（世帯員１０名まで入力可能。世帯員が１１名以上いらっしゃる場合は紙の申請書で申請してください。）

市ホームページ

○支給額･支給時期

審査結果は令和９年１月中旬に保護者様に通知します。

支 給 額：新小学・義務教育学校１年生　　：６４，３００円
　　新中学１年生・義務教育学校７年生：８１，０００円

支給時期：令和９年１月下旬（予定）

支給方法：申請した保護者様の口座に振り込みます。

○提出先

南砺市教育総務課　または　南砺市内の市民センター

郵送の場合・・・〒９３９－１６９２
南砺市荒木１５５０番地
南砺市教育総務課　総務係

○注意事項

・今回申請し、新入学児童生徒学用品費の支給を受けた場合でも、入学後に就学援助（学校給食費等）を希望する場合は、入学後に改めて申請をしていただく必要があります。
・入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けた方は、入学後の「新入学児童生徒学用品費」の支給はありません。
・支給を受けた後、市外へ転出された場合や南砺市立の学校へ入学されなかった場合は、返還いただきます。市外転出や市外学校に入学の可能性がある場合は申請を行わないでください。
・入学後の就学援助の支給に関する事務処理のため、認定した場合は入学先の学校長へ通知いたします。

【問合せ先】
南砺市教育総務課　総務係
（庁舎別館４階）
TEL：0763-23-2012